

## 兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学看護学部及び地域ケア開発研究所は、研究成果を発表するため紀要を発行する。

(名称)

第2条 この紀要の名称は、「兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要」(以下「紀要」という。)とする。

(編集)

第3条 「紀要」の編集は、明石地区学術情報委員会(以下「学術情報委員会」という。)が行う。

(発行)

第4条 「紀要」は、年1回定期的に発行する。ただし、特別に必要があると学術情報委員会が認めたときは、臨時にこれを発行することができる。

(投稿資格)

第5条 「紀要」への投稿資格者は次のとおりとする。

- (1) 看護学部及び地域ケア開発研究所の専任教員(以下「専任教員」という。)
- (2) 大学院看護学研究科の学生
- (3) 研究生、研修員；いずれも専任教員との共同研究であること。
- (4) 元専任教員；研究内容が本学在職中のものに引き続くものであること。
- (5) 非常勤講師及び客員教員
- (6) 学外者；専任教員との共同研究であること。
- (7) その他学術情報委員会が投稿を依頼した者、学術情報委員会が適当と認めた者

(掲載範囲)

第6条 「紀要」に掲載する内容は次のとおりとする。

- (1) 研究論文(未発表のものに限る。)
- (2) 研究報告(未発表のものに限る。)
- (3) 総説
- (4) 研究業績

(掲載の選択)

第7条 「紀要」への掲載の選択は、学術情報委員会がこれにあたる。ただし、論文の内容によっては、学術情報委員会が適当な第三者に、その審査を依頼することがある。

(別刷の費用)

第8条 別刷は、最高50部まで無料配付する。それを超える場合については、超過分を投稿者の負担とする。

(投稿要綱)

第9条 投稿原稿については、別途定める投稿要綱によるものとする。

(紀要の著作権の帰属)

第10条 「紀要」に掲載された論文等の著作権は、明石看護学術情報館に帰属する。ただし、著作者自身は、自らの論文等の全部又は一部を複製、出版することができる。なお、紀要の電子化については了承したものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、看護学部教授会及び地域ケア開発研究所運営委員会の議決による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。